

除去土壌の処分（埋設）に係る主な検討事項

1. 除去土壌の処分（埋設）に係る考え方

○ 安全確保の考え方

除去土壌の処分（埋設）に関する安全確保については、平成 23 年 6 月に原子力安全委員会より、原子炉等規制法に基づく第二種廃棄物埋設の事業として示された処分方法（トレンチ、ピット、余裕深度処分）の安全評価の考え方等を踏まえた当面の考え方が以下のとおり示されている（参考資料 1-1）

- ①処理等に伴い周辺住民の受ける線量が 1mSv/年を超えないようにすること
- ②管理期間終了以後において、周辺住民の受ける線量は 10 μ Sv/年以下であること
- ③基本シナリオに対する変動要因を考慮した評価（変動シナリオの評価）の結果、周辺住民の受ける線量は 300 μ Sv/年以下であること

一方、現在、原子力規制委員会の下に設置された廃棄物埋設の放射線防護基準に関する検討チームにおいては、原子力施設に係る規制基準の整備に当たって、国際放射線防護委員会（ICRP）や国際原子力機関（IAEA）等で定められている国際基準との整合性を図りつつ最新の知見を取り込むこととし、現在、廃棄物の埋設に係る放射線防護基準等についても検討が進められている（参考資料 1-2）

2. 処分（埋設）の方法・基準について

- 処分（埋設）の方法（一定の覆土を維持すること等）
- 土壌中の放射性セシウムの挙動に関する最新の知見（参考資料 1-3、1-4）を踏まえた地下水への溶出防止対策の必要性
- 処分（埋設）施設への搬出・搬入の際の濃度管理の方法

3. その他

- 除去土壌の濃度の推計方法

※ 検討に当たっては、地域の実情を踏まえた円滑な処分の推進に十分配慮する。